

学校給食用小麦粉包装要領

公益財団法人 福井県学校給食会

1 目的

学校給食用小麦粉（以下「小麦粉」という。）の包装については、この要領の定めるところにより行なうものとする。

2 包装

小麦粉の包装に用いる紙袋は、未使用のものとし、紙袋の材質、形状および仕立方は、次によるものとする。

(1) 一般紙袋による場合

ア 材質

紙袋の原紙は、JISP3401（クラフト紙1種）またはJISP3412（クラフト伸張紙1号）若しくはJISP3412（クラフト伸張紙2号）に規定されたクラフト紙とする。

イ 形状および仕立方

形 状	縦(cm)	横(cm)	ひだ(cm)
	78.5	42.0	7.5
	許容差 (±)2.0	(±)0.3	(±)0.3
仕立方	各層とも新クラフト紙を用いて3層とし、上部または底部はクレープ紙を当てその上に当て紙または当て糸をしてミシン縫い（縫目の間隔は6mm～10mmとする）としたもの。		

(2) 特殊紙袋による場合

ア 材質

紙袋の原紙は、JISP3401（クラフト紙1種）またはJISP3412（クラフト伸張紙1号）若しくはJISP3412（クラフト伸張紙2号）に規定されたクラフト紙とする。

イ 形状および仕立方

(ア)	形 状	縦(cm)	横(cm)	ひだ(cm)
		76.0	42.0	7.5
		許容差 (±)2.0	(±)0.3	(±)0.3

仕立方	各層とも新クラフト紙を用いて3層とし、詰め込み口がJIS Z 1531に規定する逆止弁式、内弁式または外弁式で、両端はクレープ紙を当ててその上に当て紙または当て糸をしてミシン縫い（縫目間隔6~10mm）としたもの。		
-----	---	--	--

(イ)	形 状	縦(cm)	横(cm)	ひだ(cm)
		64.5	49.5	9.2
		許容差 (±) 3.0	(±) 0.3	(±) 0.3
仕立方	各層とも新クラフト紙を用いて2層とし、詰め込み口がJIS Z 1532に規定する逆止弁式、内弁式または外弁式で、両端はのりばりし、端部の形状が四角形または六角形のもの。			

(ウ)	形 状	縦(cm)	横(cm)	ひだ(cm)
		74.9	40.5	9.0
		許容差 (±) 3.0	(±) 0.3	(±) 0.3
仕立方	各層とも新クラフト紙を用いて2層とし、袋の胴貼（縦糊）部に筒状の詰め込み口（弁）を設け、両端をのりばりしたものです。			

(エ)	形 状	縦(cm)	横(cm)	ひだ(cm)
		70.4	40.5	9.0
		許容差 (±) 3.0	(±) 0.3	(±) 0.3
仕立方	各層とも新クラフト紙を用いて2層とし、詰め込み口がJIS Z 1531に規定する逆止弁式、内弁式または外弁式で、両端を折り返してのりばりしたものです。			

3 表 示

小麦粉を包装した紙袋の表示は、別紙様式により行なうものとする。

ただし、紙袋の在庫がある場合には、本会に確認の上、一定期間在庫品を使用してもよいものとする。

4 その他

この要領は平成14年4月1日より施行する。

平成24年 4月 1日 一部改正

平成31年 1月 8日 一部改正